

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 札幌市
- 二 構造改革特別区域の名称 札幌市高度ICT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日内閣府告示第五百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 弘前市
- 二 構造改革特別区域の名称 弘前IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 弘前市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 八戸IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八戸市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修
了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一
四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年八月七日内閣府告示第六百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田ＩＴ人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 郡山市産業活性化IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 郡山市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日
内閣府告示第十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認
定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 土浦市
- 二 構造改革特別区域の名称 土浦市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 土浦市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修
了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一
四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 前橋市
- 二 構造改革特別区域の名称 前橋市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 前橋市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 高崎市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高崎市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年六月七日内閣府告示第五百十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 埼玉県はばたくIT人材特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百九十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 ちばeビジネス振興・IT基盤人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事

業（八二九）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化
による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都台東区
- 二 構造改革特別区域の名称 台東IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都台東区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都墨田区
- 二 構造改革特別区域の名称 魅力都市すみだデジタルIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都墨田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修
了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一
四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都杉並区
- 二 構造改革特別区域の名称 杉並IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都杉並区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際ITビジネス交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修
了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一
四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 さがみはらIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市
- 二 構造改革特別区域の名称 新潟市IT人材ステップアップ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 二 構造改革特別区域の名称 やまなしIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野市
- 二 構造改革特別区域の名称 長野市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 中枢都市型企業人育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、修了者に対する初級システムアドミニストレ

1 夕試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基
本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいちIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 志摩なごやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年六月七日内閣府告示第五百十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府
- 二 構造改革特別区域の名称 京都IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）（一

一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百四十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 堺市
- 二 構造改革特別区域の名称 さかいICTひとつづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 堺市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修
了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一
四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県
- 二 構造改革特別区域の名称 ひょうごITエキスパート育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百三十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相生市
- 二 構造改革特別区域の名称 海と森と人が輝く相生市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相生市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改
革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学
校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加西市
- 二 構造改革特別区域の名称 加西市農村地域活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 加西市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十八号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 二 構造改革特別区域の名称 和歌山県IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県
- 二 構造改革特別区域の名称 ITひろしま・産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県山県郡安芸太田町
- 二 構造改革特別区域の名称 安芸太田町いきいきふれあい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県山県郡安芸太田町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 周南市
- 二 構造改革特別区域の名称 周南市ITキャリア人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 周南市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島市
- 二 構造改革特別区域の名称 徳島市情報技術リーダー養成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 徳島市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日
日内閣府告示第八百六十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高松市
- 二 構造改革特別区域の名称 おいでまい高松IT特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高松市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 さぬき市
- 二 構造改革特別区域の名称 さぬきIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 さぬき市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松山市
- 二 構造改革特別区域の名称 松山市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松山市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市
- 二 構造改革特別区域の名称 今治市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新居浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 新居浜市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新居浜市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 二 構造改革特別区域の名称 こうちIT人づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十
六日内閣府告示第五百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日
付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域、春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳
細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学
校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、

空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第七百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに西彼杵郡長与町、時津町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町、江迎町、鹿町町及び南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市の区域の一部（黒島町・高島町地区）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有

害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 人吉市
- 二 構造改革特別区域の名称 人吉IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 人吉市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付
けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 O〔IT〕A高度情報化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 元気みやざきフレッシュＩＴ人材特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）

○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第七百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付け
で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇市
- 二 構造改革特別区域の名称 なはIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一三、一一四五））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三

二(一一四四、一一四六)

○内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 名護市
- 二 構造改革特別区域の名称 名護市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 名護市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

）